資料３－１

人権施策に関する主な法整備等の流れ（国・県）

国

1965(S40).8.11
同和対策審議会答申

時限立法による特別対策

1969(S44)～
同和対策事業特別措置法（10年時限法、３年延長）

1982(S57)～
地域改善対策特別措置法（５年時限法）

1987(S62)～
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の
特別措置に関する法律（５年時限法、５年延長）

1993(H5)
同和地区実態把握等調査の実施（95発表）

1996(H8).5.17　**地域改善対策協議会意見具申**
「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」

（事業関係）特別対策はH9.3で終了し基本的には一般対策に移行。
（教育啓発）人権教育・人権啓発に再構成。
（被害救済）21世紀にふさわしい人権侵害救済制度を鋭意検討。

1996(H8).7.26
同和問題の早期解決に向けた今後の方策
（閣議決定）

1996(H8).12.26
人権擁護施策推進法

1997(H9).3.25
人権擁護推進審議会の設置

1997(H9).3.31
地対財特法の一部改正
（2001年度末まで経過的措置として15事業を継続）

※特別措置法は
2002(H14).3.31で

1999(H11).7.29 審議会答申①
人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について

2000(H12).12.6
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2001(H13).5.25 審議会答申②
人権救済制度の在り方について
2001(H13).12.21 ②の追加答申
人権擁護委員制度の改革について

2002(H14).3.15
人権教育・啓発に関する基本計画（策定）

2011(H23).4.1
人権教育・啓発に関する基本計画（変更）

2002(H14).3.8
人権擁護法の国会提案
（2003.10　廃案）

2005(H17)
人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案の国会提案〔議員提案〕※衆議院解散により廃案

2012(H24)11.9
人権救済機関設置法案の国会提案
※衆議院解散により廃案

※時期未定
人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）策定

滋賀県

1971(S46)
県同和対策審議会答申
県同和対策長期計画策定（10年計画、76改訂）

1982(S57)
県同和対策総合推進計画策定（5年計画）

1987(S62)
県同和対策新総合推進計画策定（5年計画）

1992(H4)
県同和対策新総合推進計画（改訂計画）策定（5年計画）

1997(H9).6.18
県　今後の同和行政に関する基本方針

・特別対策はH9.3で終了し残された課題は一般対策で解決を図る。
　一部の事業には、特別対策を５年間に限り経過措置として実施。
・残された課題解決に向けて既存の一般対策では対応が困難な分野は一般対策に工夫を加えて対応。
・差別意識の解消に向けた取組は、人権教育・人権啓発に再構築して推進。

2000(H12).9.18
滋賀県人権施策推進懇話会提言

2001(H13).4.1
滋賀県人権尊重の社会づくり条例
2001(H13).7.30
滋賀県人権施策推進審議会の設置

2002(H14).10.2
滋賀県人権施策推進審議会の答申

2003(H15).3.14
滋賀県人権施策基本方針

2004(H16).3
人権意識高揚のための教育・啓発基本計画
（計画期間：2010(H22)年度まで）

2011(H23).3
滋賀県人権施策推進計画
（計画期間：2010(H22)年度まで）

2016(H28).3
滋賀県人権施策推進計画（改定）
（計画期間：2025(R7)年度まで）

2024(R6).7
滋賀県人権施策推進計画（第２次改定版）
（計画期間：2028(R10)年度まで）